

飯田市水防計画書

水防管理団体名 飯 田 市

指 定 年 月 日 昭和31年3月5日

変 更 年 月 日 令和8年3月12日

飯 田 市

<目次>

第1章 総則	P. 1
第1節 目的	
第2節 用語の定義	
第3節 水防の責任等	
第2章 水防組織	P. 6
第1節 市の水防組織	
第2節 水防計画の作成及び変更	
第3節 水防訓練	
第3章 警報・注意報等	P. 7
第1節 警報・注意報等の種類	
第2節 洪水予報	
第3節 氾濫危険水位等到達情報	
第4節 水防警報	
第4章 水防活動	P. 17
第1節 水防管理団体の非常配備	
第2節 水防作業上の心得	
第3節 安全配慮	
第4節 警戒区域の指定	
第5節 決壊（被害情報）の通報	
第6節 避難のための立ち退き	
第7節 水防配備の解除	
第8節 水防報告等	
第5章 重要水防区域並びにダム及び水門等	P. 23
第1節 重要水防区域	
第2節 ダム及び水門等	
第6章 水防施設及び輸送	P. 24
第1節 水防倉庫及び水防資器材	
第2節 通信連絡	
第3節 輸送の確保	
第7章 水位、雨量観測施設及び通報	P. 28
第1節 水位観測施設、通報	
第2節 雨量観測施設及び通報	
第3節 水位及び雨量の通報系統図	

第 8 章 協力及び応援	P. 31
第 1 節 河川管理者の協力	
第 2 節 水防管理団体相互の応援及び相互協定	
第 3 節 警察官の援助要求	
第 4 節 自衛隊の派遣要請	
第 5 節 国（河川事務所、地方気象台等）・県との連携	
第 6 節 企業（地元建設業等）との連携	
第 7 節 住民、自主防災組織等との連携	
第 9 章 水防信号、水防標識等	P. 33
第 1 節 水防信号	
第 2 節 水防標識	
第 10 章 費用負担と公用負担	P. 34
第 1 節 費用負担	
第 2 節 公用負担	
第 11 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び 浸水防止のための措置	P. 35
第 1 節 洪水対応	
第 12 章 水防協力団体	P. 36
第 1 節 水防協力団体及びその業務	
第 2 節 水防協力団体の水防団等との連携	

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、長野県知事から指定された指定水防管理団体たる飯田市が、同法第33条第1項の規定に基づき、飯田市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、飯田市の地域にかかる河川、湖沼の洪水等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。なお、飯田市域における各用語の具体的な名称、箇所等については、資料により示す。

1 水防管理団体

水防の責任を有する市又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。（水防法第2条第2項）

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。（水防法第4条）

3 水防管理者

水防管理団体である市長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。（水防法第2条第3項）

4 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。（水防法第2条第4項）

5 消防機関の長

消防本部を置く市にあつては消防長を、消防本部を置かない市にあつては消防団の長をいう。（水防法第2条第5項）

6 水防団

水防法第6条に規定する水防団をいう。この計画においては、水防に従事する消防団のことをいう。

7 量水標管理者

量水標、その他の水位観測施設の管理者をいう。（水防法第2条第7項、第10条第3項）

県の水防計画で定める量水標管理者は、県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。（水防法第12条）

8 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると思われる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。（水防法第36条第1項）

9 洪水予報河川

国土交通大臣又は県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。（水防法第10条第2項、第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）

10 水防警報

国土交通大臣又は県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川（水防警報河川等）について、国土交通省又は県の機関が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（水防法第2条第8項、法第16条）

11 水位周知河川

国土交通大臣又は県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な被害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。（水防法第13条）

12 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位（危険水位）への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

13 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（水防法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

14 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして県知事が定める水位（水防法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

15 避難判断水位

市長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

16 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示発令の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

17 洪水特別警戒水位

水防法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

18 重要水防区域

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される区域であり、洪水等に際して水防上、特に注意を要する区域をいう。

19 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は県知事が指定した区域をいう。

(水防法第14条)

第3節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。(水防法第3条の6) 具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定 (水防法第4条)
- (2) 水防計画の作成及び要旨の公表 (水防法第7条第1項及び第7項)
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力 (河川法第22条の2)
- (4) 県水防協議会の設置 (水防法第8条第1項)
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知 (水防法第10条第3項)
- (6) 洪水予報の発表及び通知 (水防法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項)
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表 (水防法第12条)
- (8) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知 (水防法第13条第2項)
- (9) 洪水予報又は水位情報の関係市町村長への通知 (水防法第13条の4)
- (10) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知 (水防法第14条)
- (11) 県大規模氾濫減災協議会の設置 (水防法第15条の10)
- (12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定した時の公示 (水防法第16条第1項、第3項及び第4項)

- (13) 水防信号の指定（水防法第20条）
- (14) 避難のための立退きの指示（水防法第29条）
- (15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（水防法第30条）
- (16) 水防団員の定員の基準の設定（水防法第35条）
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（水防法第40条）
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（水防法第48条）

2 水防管理団体等の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。（水防法第3条） 具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（水防法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（水防法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（水防法第9条）
- (4) 水位の通報（水防法第12条第1項）
- (5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（水防法第15条）
- (6) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（水防法第15条の2）
- (7) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（水防法第15条の3）
- (8) 予想される水災の危険の周知（水防法第15条の11）
- (9) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（水防法第17条）
- (10) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（水防法第19条第2項）
- (11) 警戒区域の設定（水防法第21条）
- (12) 警察官の援助の要求（水防法第22条）
- (13) 他の水防管理者又は市長若しくは消防長への応援要請（水防法第23条）
- (14) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（水防法第25条、第26条）
- (15) 公用負担により損失を受けた者への補償（水防法第28条第3項）
- (16) 避難のための立退きの指示（水防法第29条）
- (17) 水防訓練の実施（水防法第32条の2）
- (18) 水防計画の策定及び要旨の公表（指定水防管理団体）（水防法第33条第1項及び第3項）
- (19) 水防協議会の設置（指定水防管理団体）（水防法第34条）
- (20) 水防協力団体の指定・公示（水防法第36条）
- (21) 水防協力団体に対する監督（水防法第39条）
- (22) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（水防法第40条）
- (23) 水防従事者に対する災害補償（水防法第45条）
- (24) 消防事務との調整（水防法第50条）

3 国土交通省の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（水防法第12条）
- (4) 洪水予報又は水位情報の関係市町村長への通知（水防法第13条の4）

- (5) 水位情報の通知及び周知（水防法第13条第1項）
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（水防法第14条）
- (7) 大規模氾濫減災対策協議会の設置（水防法第15条の9）
- (8) 水防警報の発表及び通知（水防法第16条第1項及び第2項）
- (9) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（水防法第31条）
- (10) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（水防法第40条）
- (11) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（水防法第48条）

4 河川管理者の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（水防法第15条の12）

5 気象庁の責任

- (1) 気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表及び通知（水防法第10条第1項並びに気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（水防法第10条第2項、第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

6 居住者等の義務

- (1) 水防への従事（水防法第24条）
- (2) 水防通信への協力（水防法第27条）

7 水防協力団体の義務

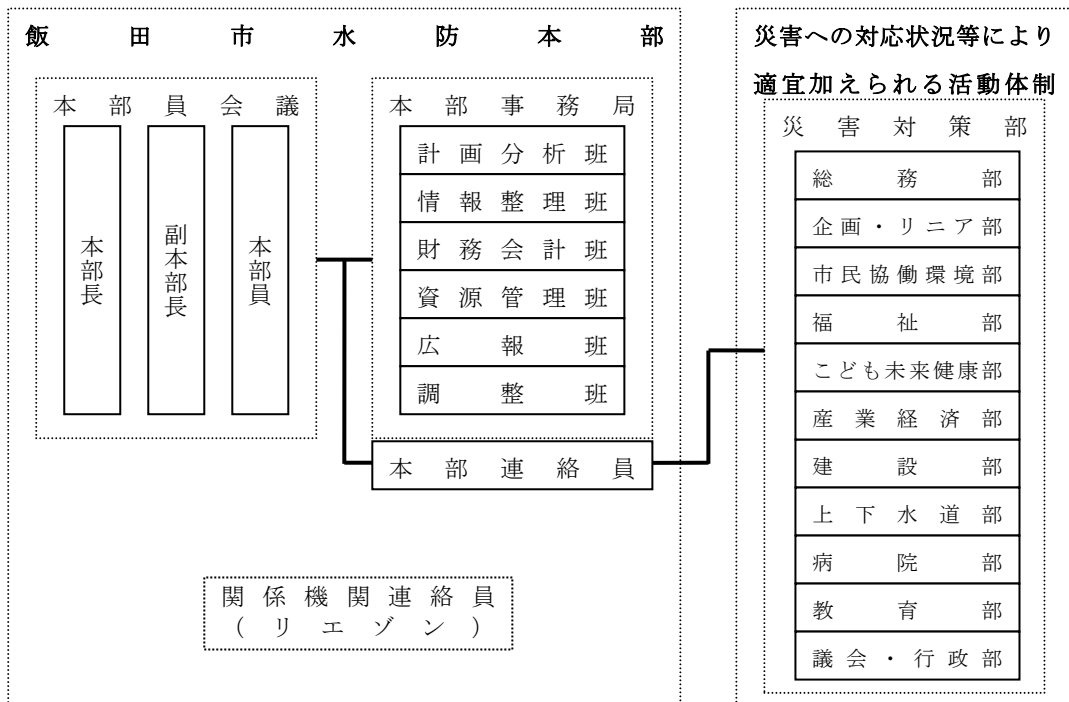
- (1) 決壊の通報（水防法第25条）
- (2) 決壊後の処置（水防法第26条）
- (3) 水防訓練の実施（水防法第32条の2）
- (4) 業務の実施等（水防法第36条、第37条、第38条、第39条）

第2章 水防組織

第1節 市の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は市役所危機管理センターに飯田市水防本部（以下「水防本部」という。）を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、飯田市災害警戒本部又は飯田市災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

1 組織系統



2 組織の構成及び事務分掌

水防本部の構成員及び各災害対策部の構成員については資料1のとおりとし、事務分掌は飯田市地域防災計画風水害対策編第3節 非常参集職員の活動 別記「飯田市災害対策本部事務分掌」を準用する。

第2節 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、飯田市防災会議に諮るとともに、知事に届け出る。また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表する。

第3節 水防訓練

市は、毎年出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図る。なお、水防団の訓練要領については、水防団長が定める。

第3章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

1 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

長野地方気象台長は、気象等の状況により、洪水等のおそれがあると認められるときは、その状況を関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨 <u>注意報</u>	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
水防活動用 気象警報	大雨 <u>警報</u>	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雨 <u>特別警報</u>	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
水防活動用 洪水注意報	洪水 <u>注意報</u>	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
水防活動用 洪水警報	洪水 <u>警報</u>	河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は長野県における過去の災害事例と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予測する際のおおむねの目安である。
- 2 ※水防活動の利用に適合する警報・注意報は、一般の警報・注意報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。
- 3 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。
- 4 情報の取扱いについては警報・注意報等の連絡に準じて行うものとする。
- 5 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(3) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル、洪水キキクルおよび流域雨量指数の予測値を発表する。これらの情報は、気象庁ホームページで見ることができる。

種 類	発 表 基 準
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

(4) その他の気象情報

種 類	発 表 基 準
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、 「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県南部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県など)で発表される。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の市町村において、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気

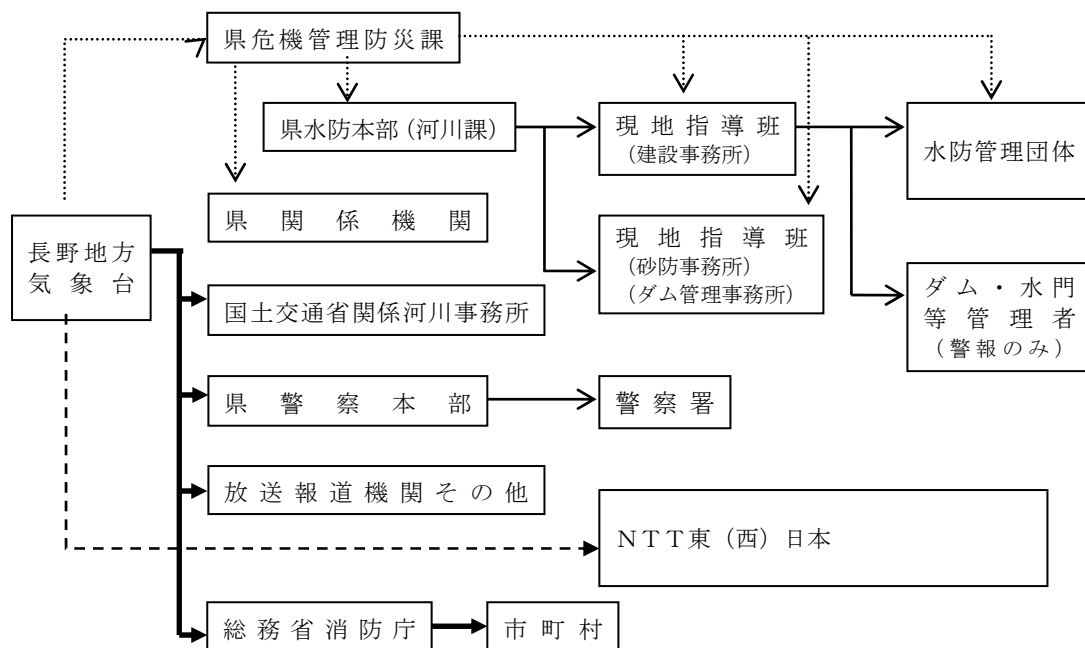
	象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル(危険度分布)で確認する必要がある。
台風情報	台風が発生した時や、台風が日本に影響を及ぼすおそれがあったり、既に影響を及ぼしている時に発表する。台風の実況と予想などを示した「位置情報」と防災上の注意事項などを示した「総合情報」がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・全般気象情報 ・関東甲信地方気象情報 ・長野県気象情報 	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する、「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(参考) 下表の警報・注意報等は標題を出さないで警報・注意報に含めて行われる。

種類	発表基準
地面現象警報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水警報	浸水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
地面現象注意報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水注意報	大雨、長雨、融雪等の現象に伴う浸水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合
情報	台風その他の異常気象について、その状況を具体的に説明するもので事前予告及び警報発表時の補完として一般の利用に供するため随時発表する。

(5) 警報等の伝達系統

長野地方気象台から発表される警報・注意報等の伝達は、次の系統により行われる。



- (注) ———→ は、NTTファクシミリ又は電子メール等による伝達を示す。
→ は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ———→ は、長野地方気象台から関係機関へ防災情報提供システム等による伝達を示す。
 - - - -> は、オンライン配信による伝達を示す。

2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、関係者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知した場合は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップによる災害リスクを再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

<p>氾濫危険情報 (洪水警報)</p>	<p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
<p>氾濫発生情報 (洪水警報)</p>	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>
<p>氾濫注意情報 (警戒情報解除)</p>	<p>氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）に発表される。</p>
<p>氾濫注意情報解除</p>	<p>氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったときに発表される。</p>

第2節 洪水予報

1 国が洪水予報を行う河川

水防法第10条第2項並びに気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川（洪水予報河川）は次表のとおり。

(1) 天竜川（平成21年3月23日 国土交通省告示第303号）

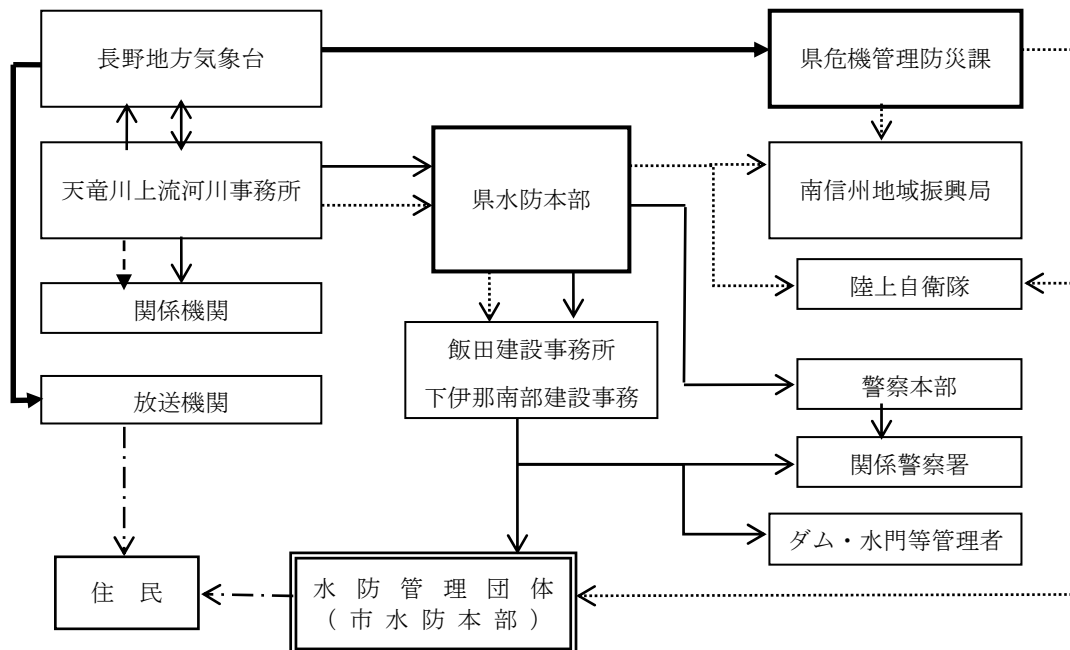
河川名	区 域	水位又は流量の予報に関する基準地点	担当官署名
天竜川 (上流)	上伊那郡辰野町大字平出字平田 1697-2先(昭和橋)から 飯田市龍江7122-1先(姑射橋)まで	伊那富、沢渡、市田、 天竜峡	天竜川上流河川事務所 長野地方气象台

天竜川上流河川事務所管内の洪水予報の対象となる水位観測所

河川	観測所名	位 置	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	計画高水位(m)
天竜川	伊那富	上伊那郡辰野町樋口	1.0	1.5	2.6	3.1	3.12
	沢 渡	伊那市東春近渡場	0.5	0.9	1.7	1.8	4.41
	市 田	下伊那郡高森町下市田	0.7	1.4	3.7	4.0	4.81
	天竜峡	飯田市龍江太田下	9.7	11.0	15.3	16.3	20.20

(2) 天竜川の洪水予報の伝達系統

水防法第10条第2項及び第3項の規定による洪水予報の通知は、次の系統により行う。



- (注) ———→ は、NTTファクシミリ又は電子メール等による伝達を示す。
→ は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ———→ は、長野地方气象台から関係機関へ気象情報伝送システムによる伝達を示す。
 - - - -> は、洪水予報警報等作成システムによる伝達を示す。
 - · - ·> は、その他による伝達を示す。

2 長野県と気象庁が洪水予報を行う河川

水防法第11条第1項の規定に基づき、知事と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川が定められているが、飯田市内に該当する河川は存在しない。

第3節 水位周知河川における水位到達情報

1 国が行う氾濫危険水位到達情報

水防法第13条第1項の規定に基づき、国土交通大臣が水位情報の通知を行う河川（水位周知河川）が定められているが、飯田市内に該当する河川は存在しない。

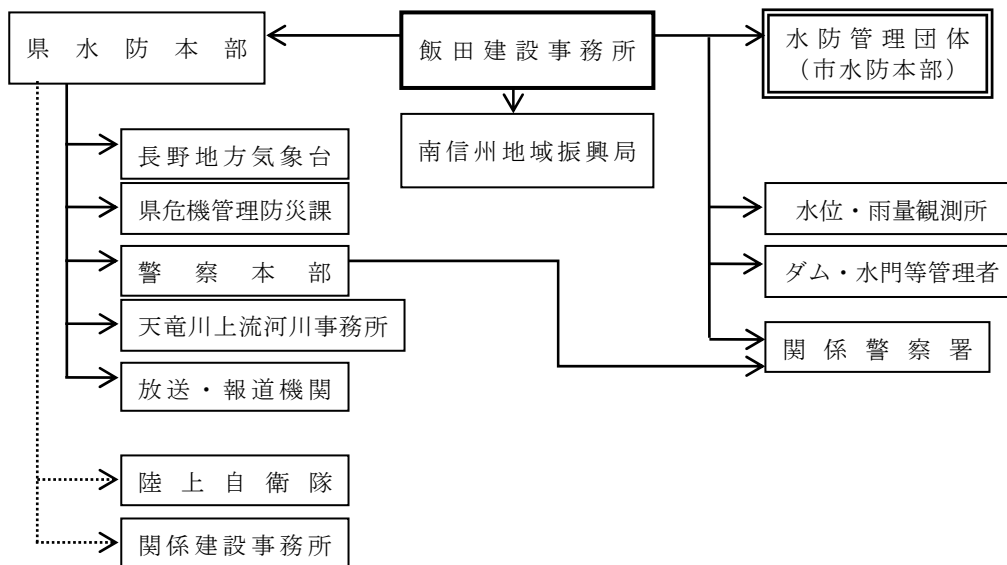
2 長野県が行う氾濫危険水位等到達情報

水防法第13条第2項の規定に基づき、知事が水位到達情報の通知を行う河川（水位周知河川）は、次表のとおりである。

河川名	区 域		対象水位観測所（水位＝m）			水位情報 通知者
	自	至	位 置 [名 称]	避難判断 水 位	氾濫危険 水 位	
遠山川	南信濃押出 (押出橋)	南信濃尾之島 (八重河内川 合流点)	南信濃和田 [和田]	4.1	4.5	飯田 建設事務所長
	南信濃柳瀬 (月の島橋)	南信濃大町 (宮の前橋)	南信濃名古屋山 [南和田(平岡)]	4.9	5.5	
松 川	鼎切石 (妙琴公園)	松尾新井 (天竜川合流点)	鼎上茶屋 [上茶屋]	2.6	2.9	飯田 建設事務所長

※水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第37号)附則第2条の規定により、同法施行(平成17年7月1日)の際に知事が指定している水防警報河川は、知事が指定する水位周知河川とみなされる。

水防法第13条第2項の規定による水位到達情報の通知系統



(注) —→ は、NTTファクシミリ又は電子メール等による伝達を示す。

.....→ は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

第4節 水防警報

1 国が水防警報を行う河川

水防法第16条の規定により国土交通大臣が指定した河川についての水防警報の発表は、天竜川上流河川事務所長が次に示す計画に基づき、水位・水量等を示して水防上の警報を発表する。

(1) 水防警報を行う河川

河川名	区 域	水防警報発表責任者
天竜川	左岸 上伊那郡辰野町大字平出字平田 右岸 上伊那郡辰野町大字平出字平田（昭和橋）から 左岸 飯田市龍江7122番の14 地先 右岸 飯田市川路4925番の5 地先（姑射橋）まで	天竜川上流河川事務所長

(2) 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	位 置	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	氾濫危険水位(m)	計画高水位(m)	関係建設事務所
天竜川	市 田	下伊那郡高森町下市田	0.7	1.4	4.0	4.81	飯 田
	伊久間	下伊那郡喬木村伊久間	1.4	1.7	-	6.24	
	天竜峡	飯田市龍江太田下	9.7	11.0	16.3	20.20	

(3) 水防警報の段階と範囲

ア 水防警報発令の基準は、対象水位観測所の水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき、水防活動の必要が予測されたとき、及び、水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるときとする。このほか、必要に応じて水防警報を発令することがある。

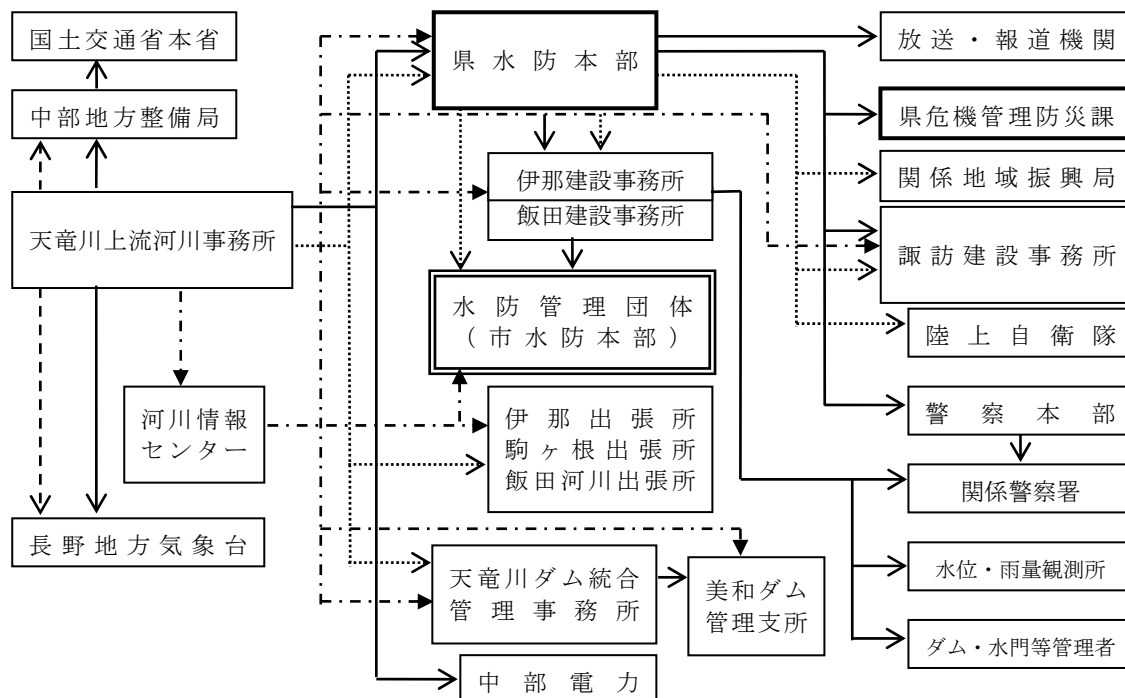
イ 水防警報解除の基準は、水位が氾濫注意水位以下に下がり、水防作業の必要がなくなったときとする。ただし、その間に水防活動上必要な洪水状況について適宜情報を発する。

ウ 水防警報発令のときは、速やかに、次に示す水防警報伝達システムにより、それぞれの機関に連絡するものとする。

エ 水防警報の発令段階

第1段階	準 備	水防資材及び器材の整備、点検及び水門等の開閉の準備並びに水防団幹部の出動
第2段階	出 動	水防団員の出動
第3段階	解 除	水防活動の終了
その他	状 況	水位、雨量等水防活動に必要な状況

(4) 水防警報の伝達系統



(注) ———→ は、NTTファクシミリ又は電子メール等による伝達を示す。
→ は、ファクシミリによる伝達を示す。
 - - - - -→ は、HP「川の防災情報」(統一河川情報システム)による補助的伝達系統である。
 - - - - -→ は、洪水予警報等作成システムによる伝達を示す。

2 長野県が水防警報を行う河川

水防法第16条の規定により、知事が指定した水防警報を行う河川は、次表のとおりである。

(1) 水防警報を行う河川および水位観測所 (昭和32年長野県告示第168号他)

河川名	区 域		対象水位観測所 (水位=m)			水位情報 通知者
	自	至	位 置 [名 称]	水防団 待機水位	氾濫注意 水 位	
遠山川	南信濃押出 (押出橋)	南信濃尾之島 (八重河内川 合流点)	南信濃和田 [和田]	2.0	3.1	飯田 建設事務所長
	南信濃柳瀬 (月の島橋)	南信濃大町 (宮の前橋)	南信濃名古屋 [南和田(平岡)]	2.4	3.7	飯田 建設事務所長
松 川	鼎切石 (妙琴公園)	松尾新井 (天竜川合流点)	鼎上茶屋 [上茶屋]	1.8	2.1	飯田 建設事務所長

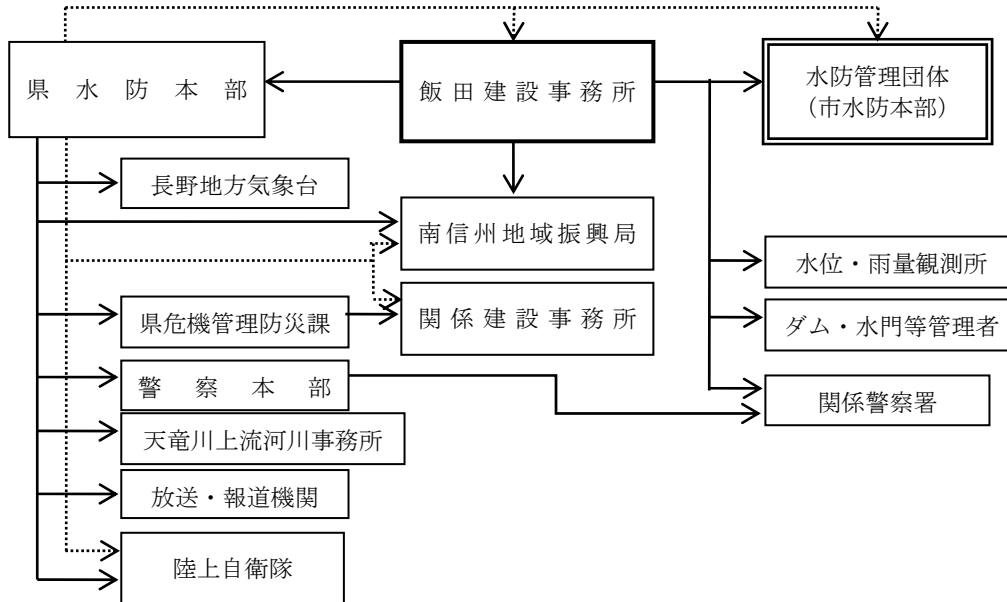
(2) 水防警報の段階と範囲

- ア 水防警報発令の基準は、対象水位観測所の水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき、水防活動の必要が予測されたとき、及び、水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるときである。このほか、必要に応じて発令されることがある。
- イ 水防警報解除の基準は、水位が氾濫注意水位以下に下がり、水防作業の必要がなくなったときとする。ただし、その間に水防活動上必要な洪水状況について適宜情報を発する。

(3) 水防警報の発令段階

第一段階	準備	水防資材及び器材の整備、点検及び水門等の開閉の準備並びに水防団幹部の出動
第二段階	出動	水防団員の出動
第三段階	解除	水防活動の終了
(適宜)	状況	水位、雨量等水防活動に必要な状況

(4) 水防警報の伝達系統



(注) ———→ は、NTTファクシミリ又は電子メール等による伝達を示す。
→ は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

第4章 水防活動

第1節 水防管理団体の非常配備

1 市の非常配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、次表の基準による非常配備により水防事務を処理するものとする。なお、予想される災害又は発生した災害の規模等の状況に応じ、配備基準によらず参集を行うことができるものとし、必要となる人員について確保するものとする。

配備区分	配備の時期	配備人員
第一警戒態勢	<ul style="list-style-type: none"> 警戒レベル2相当（気象注意報発表） WNIリスクスケール1 	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理課 気象当番2名参集可能態勢
第二警戒態勢	<ul style="list-style-type: none"> 警戒レベル3相当（気象警報発表） WNIリスクスケール2かつ大雨注意報発表 竜巻注意情報・発生確度2（市内可住地） 台風が24時間～12時間以内に最接近し、災害発生が予想される時 	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理課 気象当番2名+防災係（計3～4名）
第三警戒態勢	<ul style="list-style-type: none"> 警戒レベル4相当（土砂災害警戒情報発表） WNIリスクスケール3かつ大雨注意報発表 台風が12時間～6時間以内に最接近し、災害発生が予想される時 	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理課 全正規職員 ○予め定めた土木班職員2名 ○警戒指令した地区拠点班長及び予め定めた班員
事前配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> 気象警報が発表且つ災害発生のおそれがある時 土砂災害警戒情報発令且つ災害発生のおそれがある時 WNI水防体制レベル3が予想される時 	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理課 全職員（兼務・会計年度任用職員含む） ○予め定めた土木班職員の1/4 ○配備命令した地区拠点班長及び班員1/4 ○各部主管課長（班長）
第一配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報の発表中、災害発生のおそれが極めて高い時 小、中規模な災害が発生かつWNIリスクスケール4となった時 	<ul style="list-style-type: none"> ○事前配備職員 ○土木班・管理班 全正規職員 ○各班が予め定めた職員1/4～1/2
第二配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害が発生かつWNIリスクスケールが5となった時 	<ul style="list-style-type: none"> ○第一配備職員 ○全正規職員
第三配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害が発生 大規模避難行動が必要な時 業務遂行に支障が出るおそれがある時 	<ul style="list-style-type: none"> 会計年度任用職員を含む全職員

（注）WNI：株式会社ウェザーニューズが提供する防災支援情報指標

2 水防団の非常配備

（1）水防団の管轄地域等

各水防団の管轄地域、連絡先は、資料7のとおりである。

(2) 水防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備の時期	配備人員、活動等
配備予告	水防に関係のある気象の予報、注意報が発表され、かつ警報が発表されるような状況の場合	<ul style="list-style-type: none"> 水防資器材、器具の整備点検その他水防活動の準備 団長は、その後の情勢把握に努め、一般団員が直ちに次の段階に入り得るような状態におく
待機	河川水位が水防団待機水位（通報水位）を超え、必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> 水防団の連絡員は水防本部に詰める 各分団は、団本部の指令に基づき分団詰所または自治振興センターを分団本部とし、分団長は分団本部員を率いて詰める 一般団員に対しては、警戒に関する指令、出動待機の指令を発し、鋭意情報の収集通報につとめる
出動	河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇の恐れがあり、出動の必要を認めたとき	団員が所定の場所に集合し、水防作業又は警戒配備につく
解除	河川水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたとき	<ul style="list-style-type: none"> 水防体制の解除 人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する

3 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者又は水防団長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる区域を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防区域又は洪水区域、その他必要と認める区域の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

(2) 災害時又は災害の発生が予想される時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、資料2-2に定める重要水防区域（第3章参照）を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び河川等の管理者に連絡するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10.6に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下

- ウ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

なお、国土交通省天竜川上流河川事務所が管理するライブカメラの映像提供を受け、河川の状況把握に努めるものとする。

(3) ライブカメラの設置箇所

天竜川水系：市田、伊久間、弁天橋下流、祝井沢樋門、時又港、天竜川総合学習館、天竜峡

上村川・遠山川水系：大渡、三ツ沢、遠山川・上村川合流点、通信鉄塔（海洋センター付近）、此田

※モニターは危機管理部及び上村自治振興センター・南信濃自治振興センターに設置

第2節 水防作業上の心得

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。具体的な水防の工法選定と作製等については、資料「水防団活動の基礎知識」（令和2年6月 飯田市消防団作成）のとおり。その際、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

第3節 安全配慮

洪水はもとより、避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施しなければならない。

水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたる時は、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第4節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第5節 決壊（被害情報）の通報

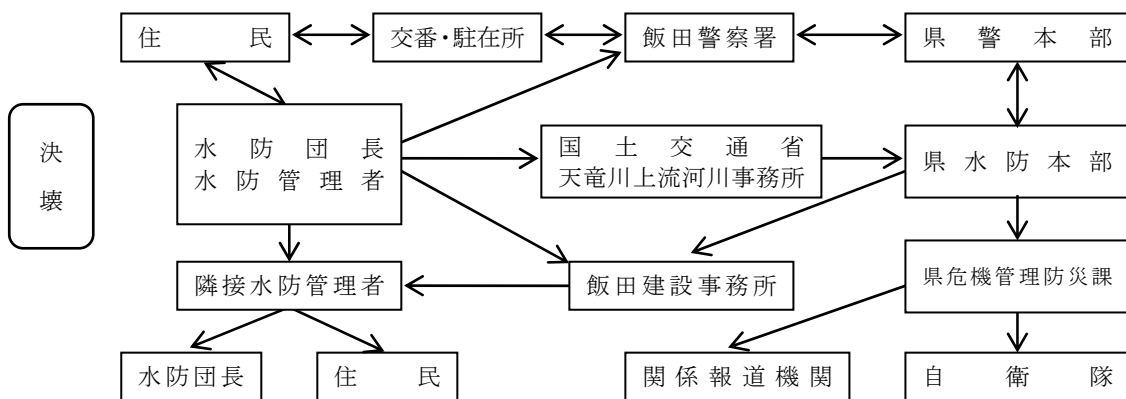
1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供するものとする。河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

2 通報連絡系統

決壊・漏水等の通報系統は、通報連絡系統図のとおり。通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。

通報連絡系統図



3 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第6節 避難のための立ち退き

- 1 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、飯田警察署長にその旨を通知するものとする。
- 2 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を所轄建設事務所長に速やかに報告するものとする。
- 3 水防管理者は、飯田警察署長と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先、経路等に必要な処置を講じておくものとする。

第7節 水防配備の解除

1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。なお、配備を解除したときは、所轄建設事務所を通じ県水防本部に報告するものとする。

2 水防団の非常配備の解除

水防団の非常配備の解除は、水位が降下して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第8節 水防報告等

1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷

- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 水防に要した経費
- (18) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2 水防の報告

水防活動に従事した水防団等は、水防活動終了後、水防記録に関する事項について速やかに水防管理者に報告するものとする。水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を取りまとめ、水防活動実施後10日以内に所轄建設事務所長を経由して県水防本部長に報告するものとする。

第5章 重要水防区域並びにダム及び水門等

第1節 重要水防区域

重要水防区域とは、洪水時において、決壊、越水等の危険が予想される箇所であり、水防上特に警戒を要する箇所である。市内には、国土交通省管理河川において25箇所、県管理河川において54箇所、市管理河川において8箇所が設定されている。国、県の重要水防区域の選定基準は資料2-1のとおりであり、市内河川における重要水防区域の一覧は資料2-2のとおりである。

第2節 ダム及び水門等

1 河川区間のダム・水門（洪水）

水防上重要なダム及び水門等は市内に12箇所あり、資料4のとおりである。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努める。ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。各施設の操作規則の概要については別添のとおりである。

2 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

3 連絡系統

各施設の操作規則等に従って連絡し、やむを得ない理由により、当該連絡系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第6章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

1 水防倉庫の管理、設備、資器材の整備

(1) 市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、資料6のとおりである。

ア 水防倉庫の管理は、水防管理者が行う。ただし、資器材の管理については、水防団長との協議により、水防倉庫が存する地区の水防団分団長に分任させることができる。

イ 水防倉庫の鍵は3個とし、危機管理部、水防倉庫が存する地区の自治振興センター所長及び水防団分団長が、これを管理するものとする。

(2) 水防倉庫、資器材の見直し

治水対策事業の進捗に応じて、水防倉庫の統廃合を検討し、実施する。また、最新の水防工法に合わせた資器材の見直しを随時行うものとする。

2 水防資器材の使用

(1) 水防資器材の使用にあたっては、次の事項を厳守しなければならない。

ア 水防その他非常のため水防資器材を使用しようとする場合は、あらかじめ水防管理者の許可を受けなければならない。ただし、事前に許可を受けるいとまのないときは、使用後速やかに水防管理者に報告しなければならない。

イ 水防管理者は、使用資器材を捕てんするにあたって、当該地区で調達した方が適切なる場合は、速やかに補てんの処置を講じなければならない。

ウ 資器材の使用にあたり、らん費はつとめてこれを避け、残余の資材は適当な手入れをした後これを倉庫に収納しなければならない。

(2) 水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省天竜川上流河川事務所長又は県の所轄建設事務所長に承認を受けるものとする。

(3) 使用水防資材の補てん並びに補償は、市が行うものとする。ただし、状況により当該区域の水防組合または関係者の一部負担を命ずることができるものとする。

3 水防資材の確保

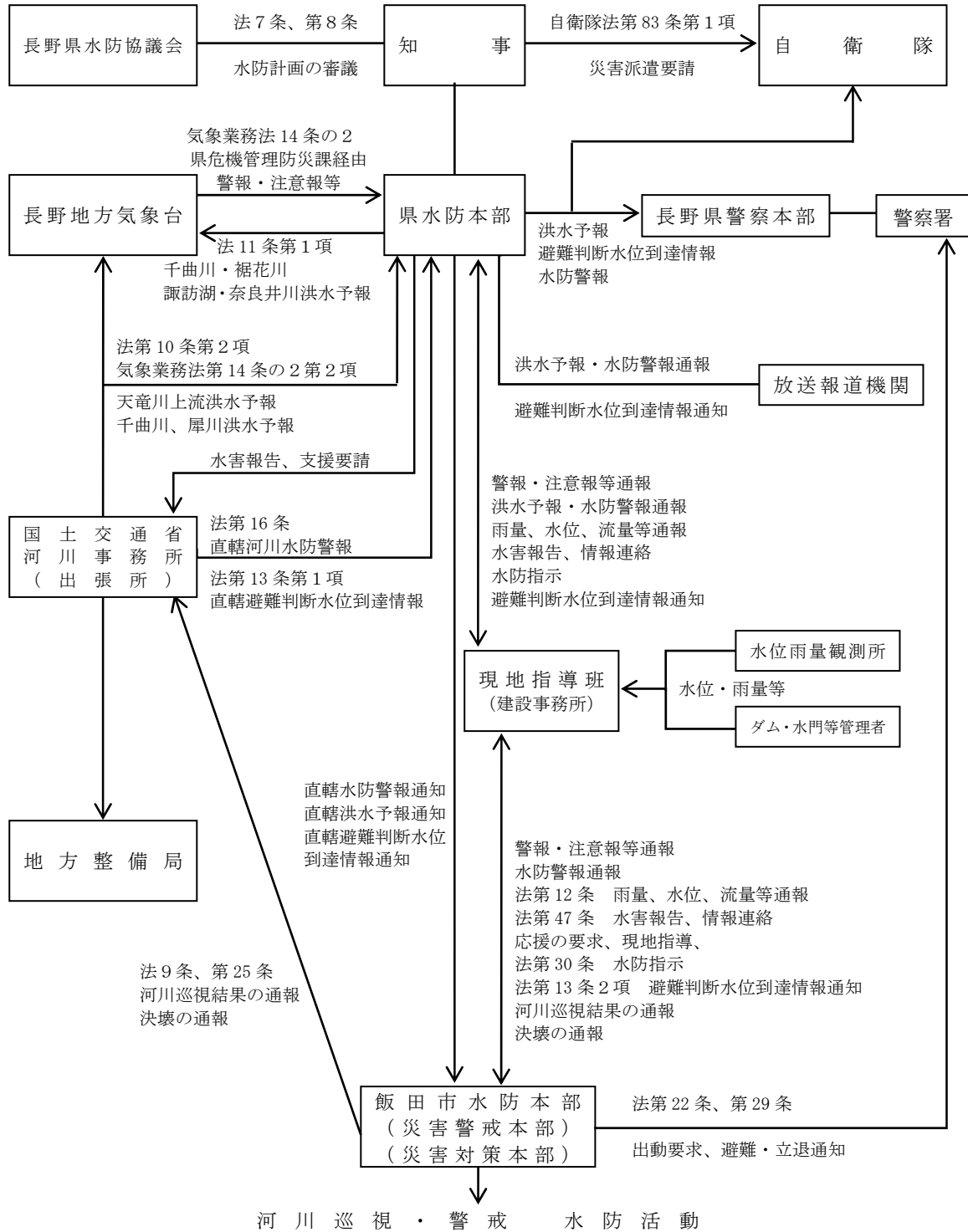
水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため別途定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

第2節 通信連絡

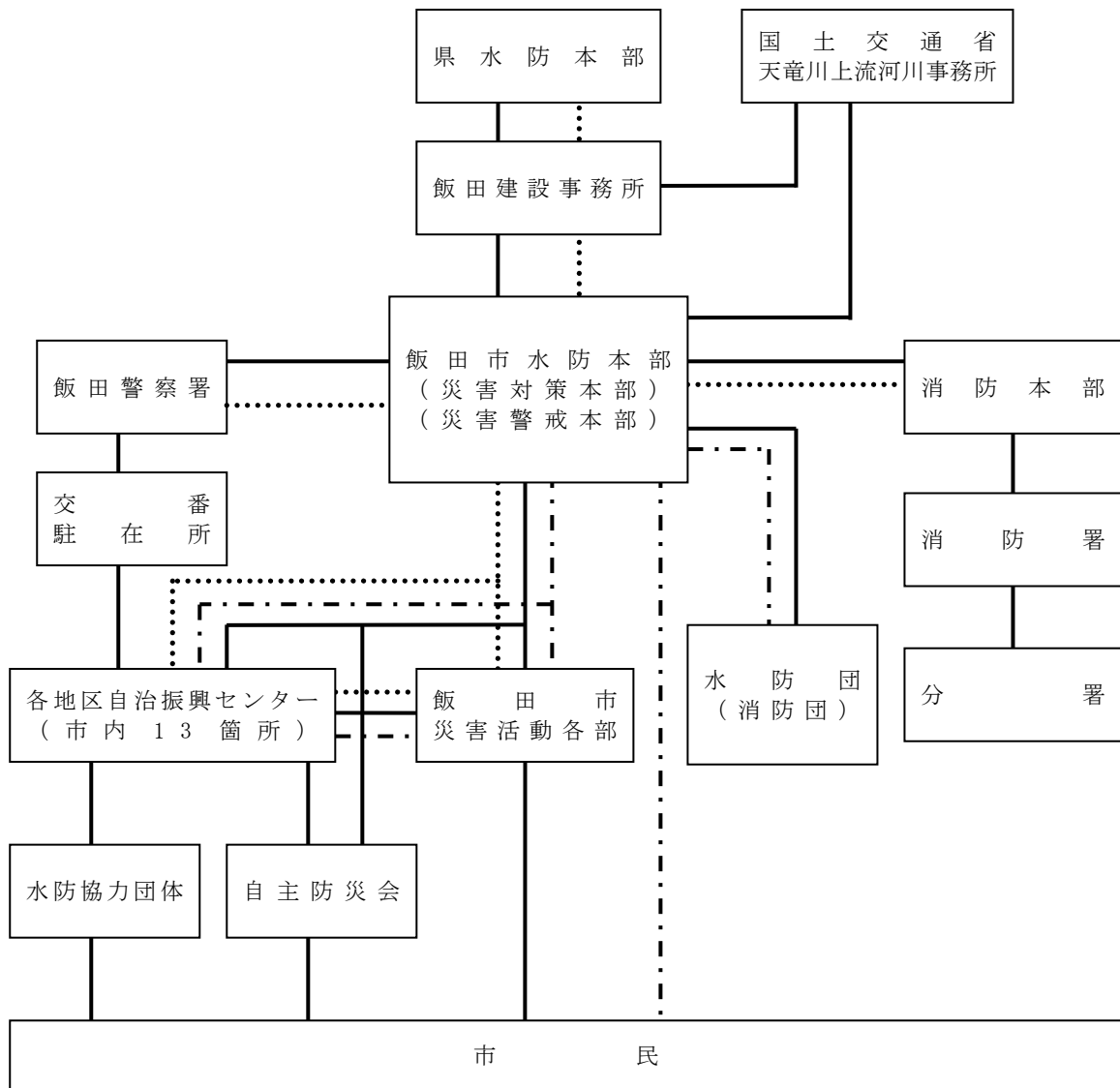
1 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、以下のとおりとする。なお、連絡先の詳細については、資料5のとおり。

(1) 県内の主な水防関係機関相互の連絡系統



(2) 市内の主な水防関係機関相互の連絡系統



(注) 飯田市水防本部から市民向けに避難に関する情報等を伝達する場合は、あらゆるメディアを用いて情報発信する

- は NTT 回線による伝達を示す。
- はファクシミリによる伝達を示す。
- · - · - は防災行政無線による伝達を示す。

2 災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、災害時優先通信を利用することができる。利用にあたっては、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

3 その他の通話施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができることとするが、使用にあたっては、施設の管理者に事前に承認を得ることとする。

- (1) 長野県警察本部通信施設
- (2) 国土交通省関係通信施設
- (3) 鉄道関係通信施設
- (4) 電気事業通信施設
- (5) その他の通信施設

第3節 輸送の確保

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成して県の所轄建設事務所に提出しておくものとする。

- ・ 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
- ・ 万一に備えた多角的輸送路の選定図

第7章 水位、雨量観測施設及び通報

水防法第12条において、都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者による関係者への水位の通報及び水位の公表が義務付けられており、その通報方法等については、資料3（長野県水防計画第8章）のとおりとなっている。なお、県からの水位情報については「長野県河川砂防情報ステーション」において公表されるため、同サイトでの情報収集により、水位等の観測情報の把握に努めることとする。また、雨量・水位の情報収集にあたって利用するシステムについての特性を熟知した上で、情報収集にあたる。県から市水防本部にの水位の通報を受けた場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報するものとする。

第1節 水位観測施設、通報

1 市内水位観測所一覧

所属	観測所名	河川名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位
松川ダム 管理事務所	松川ダム	松川	上飯田陣ガ沢中落8181-27		
	市の瀬	松川	上飯田市ノ瀬		
	上茶屋	松川	鼎上茶屋	1.8 m	2.1 m
国土交通省 天竜川上流河川事務所	時又	天竜川	龍江244-9		
	天竜峡	天竜川	龍江太田下	9.7 m	11.0 m
JR東海飯田工務区	天竜橋梁	天竜川	千代		
市林務課	闇り沢	松川	鼎切石		
	滝沢川	新川	大瀬木梅ヶ久保		
下伊那南部建設事務所	和田	遠山川	南信濃和田（和田大橋）	2.0 m	3.1 m
	南和田 （平岡）	遠山川	南信濃名古屋山（中央橋）	2.4 m	3.7 m
中部電力	飯島堰堤	遠山川	南信濃木沢707		

水防団待機水位、氾濫注意水位に記載のある数値は、法第16条の規定により、知事が指定した水防警報を行う水位観測所の各値である。

2 通報の要領

(1) 通報の開始

水位が上昇して水防団待機水位に達したときから開始する。

(2) 通報の終了

水位が下降して水防団待機水位以下に下がったときに終了する。

(3) 随時通報

氾濫注意水位通報

水位が上昇して氾濫注意水位に達したときは、直ちに通報し、その後の上昇についても随時その時刻と水位を通報する。

最高水位通報

水位が最高水位に達したと認められたときは、定時通報の時刻にかかわらず、その時刻と水位を通報する。

異常通報

その他急激な水位の変動、河川の異常等についてそのつど通報する。

第2節 雨量観測施設及び通報

1 市内雨量観測所一覧

所属	観測所名	河川名	位置
県	飯田建設	松川	追手町2丁目678
	清水平	松川	上飯田8124-34
	松川ダム	松川	上飯田8181-27
	須官	西俣川	上飯田8125-346
	権現山	細田川	上久堅1995-4
	五郎島	留々女川	川路3467-2
	上中郷	遠山川	上村920-ハ(大野峰)
	森山	小嵐川	南信濃八重河内898
気象台	飯田(気象)	野底川	高羽町6丁目1-5
	南信濃(気象)	遠山川	南信濃和田(夜川瀬)
国土交通省 天竜川上流 河川事務所	上久堅	イタチ川	上久堅2461-1
	鈴ヶ平	松川	上飯田8166-5
	松尾		毛賀470
	北又	遠山川	上村979-34(ぼった沢入)
	大野	遠山川	上村1293-ロ(下栗)
	遠山	遠山川	南信濃木沢592-9
	此田	遠山川	南信濃八重河内1191
飯田市役所	市役所		大久保町2534
	座光寺	土曾川	座光寺2535
	松尾		松尾城4012-1
	下久堅	天竜川	下久堅知久平118-1
	上久堅	イタチ沢川	上久堅3769
	千代	米川	千代1170-1
	龍江		龍江4517
	竜丘		桐林505
	三穂		伊豆木5451-2
	山本	久米川	山本3378
	伊賀良		大瀬木570-1
	上村	上村川	上村707
	南信濃	遠山川	南信濃和田1379
	笠松山	毛賀沢川、新川、茂都計川	北方笠松山
電源開発	炭焼山	遠山川	上村炭焼山
JR 東海	飯田駅	松川	上飯田5356
	伊那八幡駅	天竜川	八幡町2191
	天竜峡駅	天竜川	川路4744
中部電力	飯島えん堤	遠山川	南信濃木沢707

2 雨量の通報

雨量の通報は下記に従い、通報される。

- (1) 24時間以内に50ミリメートル以上の降雨があったとき。
- (2) 連続雨量80ミリメートルの雨量があったとき。

また、定時通報として通報開始から終了までの間、標準時1時間ごとにその時刻の雨量及び変動状況、天候その他が通報され、前各項通報発信後30ミリメートル以上の降雨があったときは、その都度時刻、雨量及び降雨状況が随時通報される。

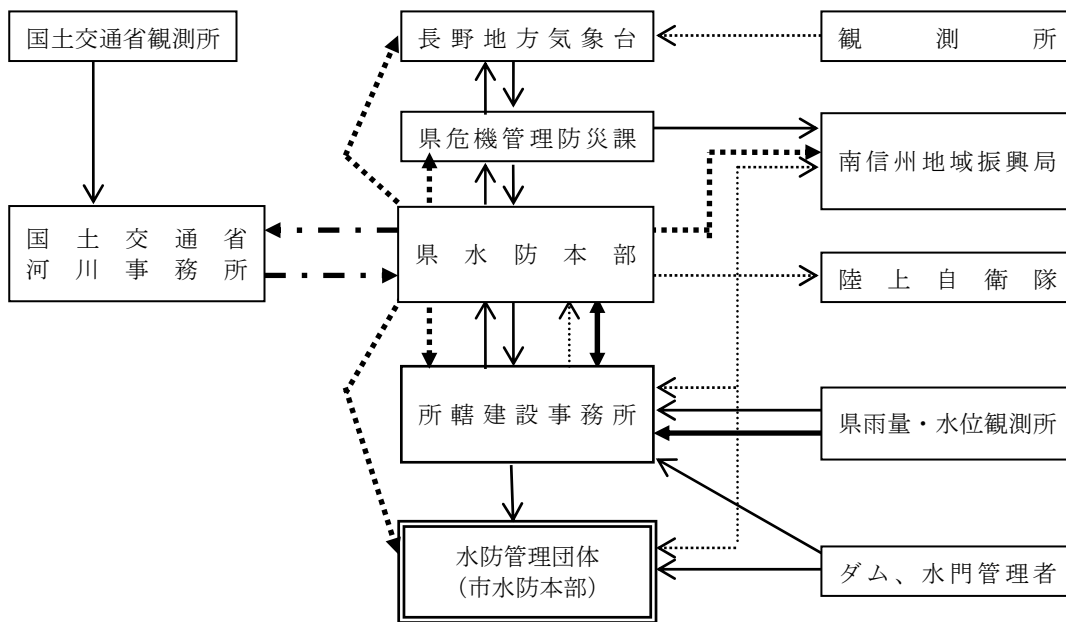
3 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

- (1) 気象情報 気象庁 <https://www.jma.go.jp/>
- (2) 雨量・河川水位 国土交通省 川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>
長野県河川砂防情報ステーション <https://www.sabo-nagano.jp>

第3節 水位及び雨量の通報系統図

水位及び雨量の通報系統は、次表に示す基本系統に従って通報されることとなっている。



- (注) はオンライン又はN T Tファクシミリ等による伝達を示す。
 はファクシミリによる伝達を示す。
 は長野県水防情報システムを示す。
 は統一河川情報システムを示す。
 は長野県HP「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統である。

第8章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

長野県水防計画第9章には、河川管理者（北陸地方整備局長、中部地方整備局長及び長野県知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行うことが定められている。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞（例）

- （1）水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報等）の提供
- （2）重要水防区域の合同点検の実施
- （3）水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- （4）水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資材の提供
- （5）水防活動の記録及び広報

第2節 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、協定に基づき他の自治体又は水防機関に対して応援を求めることができる。他の市町村長等に対する応援の要求は災害対策基本法第67条、知事等に対する応援の要求は災害対策基本法第68条による。また、他の自治体または水防機関から水防について応援を求められた場合、または知事の応援に関する指示があった場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

第3節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、飯田警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。その方法等については、あらかじめ飯田警察署長と協議しておくものとする。

第4節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、所轄建設事務所長または飯田警察署長を経て知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- （1）災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- （2）派遣を希望する期間
- （3）派遣を希望する区域及び活動内容
- （4）派遣部隊が展開できる場所
- （5）派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整

を行うものとする。

第5節 国（河川事務所、地方气象台等）・県との連携

1 水防連絡会

市は、県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防区域、河川改修状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

2 ホットライン

市は、河川の水位状況については国土交通省天竜川上流河川事務所とのホットラインにより、また気象状況については長野地方气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第6節 企業（地元建設業等）との連携

市は、出水時の水防活動に際し、資器材の提供等に関する応援を求める事態を想定し、自治体、企業等との協定を締結している。協定締結先、概要については飯田市地域防災計画資料24のとおりである。

第7節 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第9章 水防信号、水防標識等

第1節 水防信号

法第20条の規定により知事の定めた水防信号は、次のとおり。

信号	発するとき	措置事項
第1信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
第2信号	洪水のおそれがある状況に達したとき	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3信号	堤防が決壊し又は、これに準ずべき事態が発生したとき	区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

信号	警 鐘 信 号			サイレン信号（余いん防止符）					
第1信号	○休止	○休止	○休止	約5秒 ○	約15秒 -休止-	約5秒 ○	約15秒 -休止-	約5秒 ○	約15秒 -休止-
第2信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	約5秒 ○	約6秒 -休止-	約5秒 ○	約6秒 -休止-	約5秒 ○	約6秒 -休止-
第3信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	約10秒 ○	約5秒 -休止-	約10秒 ○	約5秒 -休止-	約10秒 ○	約5秒 -休止-
第4信号	乱 打			約1分 ○	約5秒 -休止-	約1分 ○	約5秒 -休止-		

※信号は適宜の時間継続する。

※必要があれば防災行政無線等及びサイレン信号を併用する。

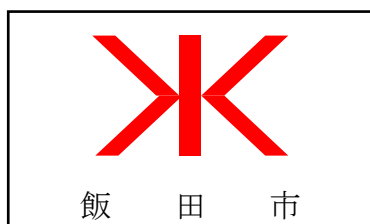
※危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

第2節 水防標識

法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。

水防優先標識



（縦約60cm、横約90cm、白地に赤旗章）

第10章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

本市の水防に要する費用は、水防法第41条により本市が負担するものとする。ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- 1 水防法第23条の規定による応援のための費用
- 2 水防法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第2節 公用負担

1 公用負担

水防法第28条の規定に基づき、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限の委任

水防管理者又は水防団長は、公用負担の権限を、次の者に委任させることができる。なお、公用負担の権限の委任を受けた者が、その権限を行使した場合においては、速やかにその旨を水防管理者に報告しなければならない。

3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、公用負担命令書（資料8）を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

4 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

5 公務災害補償

水防団員並びに法第24条の規定による水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、または水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市は飯田市消防団員等公務災害補償条例の定めるところにより、これを補償する。

第11章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び 浸水防止のための措置

第1節 洪水対応

1 浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川、水位周知河川及び一級河川において洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川（住宅等の防護対象のある河川）について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表している。現在、本市に係る浸水想定区域図については、ハザードマップに記載のとおりである。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、飯田市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとされている。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他の避難場所及び避難経路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ウ 大規模な工場その他施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者から申出があつた施設に限る。）
 - エ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

3 ハザードマップ

本市では、浸水想定区域の指定に基づき、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域に基づくハザードマップを、平成30年度～令和元年度に天竜川、令和2年度松川、令和3年度遠山川の作成をし、印刷物を各世帯に配布している。また、ハザードマップは、市公式ウェブサイトにも掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしている。このハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

4 予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その

水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、公開型GISいいたWebまっぷ、その他の適切な方法により住民等に周知するものとする。

第12章 水防協力団体

第1節 水防協力団体及びその業務

当該区域に居住する者をもって組織する水防組合等水防協力団体の名称、区域等は資料9のとおりであり、水防協力団体は次の業務を行うものとする。

- 1 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- 2 水防に必要な機器、資材又は設備の保管、提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及、啓発
- 6 前各号に附帯する業務

第2節 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。

飯田市水防計画書資料

◎飯田市水防本部組織図（飯田市災害対策本部組織図に同じ）

1 本部組織（丸囲み数字は構成員数を表す）

本部長 （市長）
副本部長 （副市長、危機管理部長）
本部員 ○本部員会議 （総務部長、企画部長、リニア推進部長、市民協働環境部長、福祉部長、こども未来健康部長、産業経済部長、建設部長、上下水道局長、市立病院事務局長、会計管理者、市議会事務局長、教育長、教育次長、消防団長、消防団担当専門幹）
本部事務局 ○計画分析班（班長：危機管理部防災係長） ○情報整理班（班長：危機管理部危機管理係長）※本部連絡員の応援業務あり ○財務会計班（班長：会計課出納係長） ○秘書班（班長：秘書課長） ○広報班（班長：広報広聴係長） ○調整班（班長：危機管理部交通安全係長） （危機管理部職員（含む兼務職員・会計年度職員）、広報ブランド推進課広報広聴係、会計課出納係）
本部連絡員 ○総務・企画・議会行政部連絡班 ○市民協働環境・産業経済部連絡班 ○建設・上下水道部連絡班 ○福祉・こども未来・教育・病院部連絡班 （係長以上の職員として、各部にて指定）
関係機関連絡員（リエゾン） （飯田警察署警備課、飯田国道事務所、南信州地域振興局総務管理課）

2 各災害対策部組織

部の名称	班の名称	担当課名	正副班長
総務部	総務文書班 人事班 財政・会計班 税務・納税班	総務文書課 人事課 財政課、会計課 税務課、納税課	◎総務文書課長 ◎人事課長 ◎財政課長 ◎税務課長 ○納税課長
企画・リニア部	企画・リニア班	企画課 デジタル推進課 広報ブランド推進課 リニア推進課 リニア整備課 リニア用地課	◎企画課長 ○デジタル推進課長 ○広報ブランド推進課長 ○リニア推進課長 ○リニア整備課長 ○リニア用地課
市民協働環境部	地区統括班 地区拠点班 共生・協働推進班 市民班 環境班	地域自治振興課 結いターン移住定住推進課 自治振興センター（保健師・公民館主事を含む） 共生・協働推進課 市民課 環境課 ゼロカーボンシティ推進課	◎地域自治振興課長 ○結いターン移住定住推進課長 ◎自治振興センター所長 ○公民館主事 ◎共生・協働推進課長 ◎市民課長 ◎環境課長 ○ゼロカーボンシティ推進課長
福祉部	福祉班 長寿支援班	福祉課 長寿支援課	◎福祉課長 ◎長寿支援課
こども未来健康部	こども班 保育家庭班 保健班	こども課 保育家庭課 保健課	◎こども課長 ◎保育家庭課長 ◎保健課長
産業経済部	産業振興班 農業班 林務班 観光商工班	産業振興課 農業課 農業委員会事務局 林務課 商業観光課 工業課	◎産業振興課長 ◎農業課長 ○農業委員会事務局長 ◎林務課長 ◎商業観光課長 ○ツーリズム振興室長 ○工業課長
建設部	管理班 土木班	維持管理課 建設総務課 地域計画課 土木課 国県関連事業課	◎維持管理課長 ○建設総務課長 ○地域計画課長 ◎土木課長 ○国県関連事業課長
上下水道部	経営管理班 水道班 下水道班 下水浄化センター班	経営管理課 水道課 下水道課 下水浄化センター	◎経営管理課長 ◎水道課長 ◎下水道課長 ◎下水浄化センター所長

2 各災害対策部組織（つづき）

部の名称	班の名称	担当課名	正副班長
病院部	統括班 (病院災害対策本部) 診療班 事務班 介護老人保健施設班	災害対策部 診療部 看護部 薬剤部 診療技術部 医療安全管理部 患者総合支援センター 庶務課 経営企画課 維持課 地域医療連携課 医療情報部 介護老人保健施設 高松診療所	◎院長 ○副院長 ◎診療部長 ○看護部長 ○薬剤部長 ○診療技術部長 ○医療安全管理部長 ◎事務局長 ○庶務課長 ◎施設長 ○事務長
教育部	学校教育班 生涯学習班	教育政策課 学校教育課 教育センター 生涯学習・スポーツ課 文化財保護活用課 歴史研究所 公民館 文化会館 新文化会館整備室 中央図書館 美術博物館	◎教育政策課長 ○学校教育課長 ○教育センター所長 ◎生涯学習・スポーツ課長 ○文化財保護活用課長 ○歴史研究所副所長 ○公民館副館長 ○文化会館長 ○新文化会館整備室長 ○中央図書館長 ○美術博物館副館長
議会・行政部	議会班 行政班	議会事務局 選挙管理委員会 監査委員事務局	◎議会事務局次長 ◎選管事務局長 ○監査事務局長

※部付参事は、部内各班を職場で統括する。部長に事故等ある場合は本部員の代理とする。

※参事不在の部については主管課長が部内を統括し、本部連絡員を通じて部長に報告する。

3 指揮権代行順位

本部長等の不在時における指揮権代行順位を次のとおりとする。

不在時とは、本部長との連絡が何らかの事情でとれない場合を指す。

代行順位	職責名
1位	副市長
2位	危機管理部長
3位	総務部長
4位	企画部長
5位	リニア推進部長

※以降については、級別職務分類表の最上位級者とし、同一級者が複数の場合は年齢順とする。

※代行する指揮権は災害対策基本法に基づく災害対応に関するものとし、事務に関する決裁権限については別に定める。

資料2-1 国・県管理河川における重要水防区域の分類・選定基準

重要水防区域は、堤防の状況などにより「堤防高（流下能力）」「堤防断面」「漏水」などの種別に分類され、その種別ごとに重要度が設定されている。

重要度A	水防上最も重要な区間
重要度B	水防上重要な区間
要注意区間	注意を要する区間

重要水防区域の選定基準

種別	重要度		
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	要注意区間
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ ・ すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝 ・ 洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

重要水防区域の選定基準（つづき）

種別	重要度		
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	要注意区間
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事 施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・ 破堤跡 旧河川			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

資料2-2 重要水防区域一覧

天竜川上流河川事務所 管理

重要度 ランク	河川名	左右 岸の別	位置 距離標	位置 地先名	延長 (m)	予想 される 状況	水防対策 工法
重点	天竜川	右	147.8k+0m ~ 148.0k+144m	上郷 別府	400	越水 (溢水)	積土のう
A	天竜川	左	143.80k+168m ~ 144.8k+107m	下久堅	800	越水 (溢水)	積土のう
A	天竜川	左	143.80k+168m ~ 144.6k+163m	下久堅	800	堤体 漏水	月の輪
A	天竜川	左	145.0k+48m ~ 145.6k-16m	下久堅	510	越水 (溢水)	積土のう
A	天竜川	左	145.0k+48m ~ 145.6k-16m	下久堅	510	堤体 漏水	月の輪
A	天竜川	右	147.8k+0m ~ 148.0k+144m	上郷 別府	400	越水 (溢水)	積土のう
A	天竜川	右	147.8k+0m ~ 148.0k+144m	上郷 別府	400	堤体 漏水	月の輪
B	天竜川	左	144.8k+120m ~ 145.0k+10m	下久堅	110	水衡 洗堀	蛇籠布せ
B	天竜川	左	145.6k+214m ~ 145.8k+59m	下久堅	110	越水 (溢水)	積土のう
B	天竜川	左	145.6k+214m ~ 145.8k+59m	下久堅	110	堤体 漏水	月の輪
B	天竜川	左	145.8k+102m ~ 146.0k+35m	下久堅	120	越水 (溢水)	積土のう
B	天竜川	左	145.8k+102m ~ 146.0k+35m	下久堅	120	堤体 漏水	月の輪
B	天竜川	右	144.0k+281m ~ 144.8k+85m	松尾	290	越水 (溢水)	積土のう
B	天竜川	右	147.8k+170m ~ 148.0k+20m	上郷 別府	110	水衡 洗堀	蛇籠布せ
B	天竜川	右	148.0k+144m ~ 148.6k+95m	上郷 別府	620	基礎地 盤漏水	月の輪
B	天竜川	右	148.8k+130m ~ 149.0k+92m	上郷 別府	180	越水 (溢水)	積土のう
B	天竜川	右	148.8k+130m ~ 149.4k+144m	上郷 飯沼	650	堤体 漏水	月の輪
B	天竜川	右	149.2k+119m ~ 149.4k+144m	上郷 別府	260	越水 (溢水)	積土のう
B	天竜川	右	150.2k+100m ~ 150.4k+0m	座光寺	100	越水 (溢水)	
A	天竜川	左 右	137.8k+310m	千栄 川路	鉄道橋	工作物	

飯田建設事務所 管理

河川名	警戒の 度合	左右 岸の別	延長 (m)	位置地先名	予想 される状況	水防対策 工法
新川	A	左	400	大瀬木	堤防余裕高 不足	積土のう
	A	右	400			
谷沢川	B	左	80	千代法全寺	護岸等の決壊	蛇籠布せ 積土のう
	B	右	90			
御庵沢 川	B	左	50	龍江御庵（菅沼宅前）	未改修による 越水	積土のう
弟川	B	左	30	川路フタイ下	護岸等の決壊 越水	蛇籠布せ 木流し
弟川	B	左	80	川路フタイ	護岸等の決壊 越水	積土のう
弟川	B	左	30	社古寺川合流点	護岸等の決壊 越水	積土のう
知久沢 川	B	左	200	下久堅小林知久沢橋上下	護岸等の決壊 越水	杭打ち 蛇籠布せ
	B	右	200			
土曾川	B	左	1,000	座光寺土曾川橋上流	土砂堆積に よる越水	積土のう
	B	右	1,000			
臼井川	B	左	100	国道 151 号上下流	護岸等の決壊 越水	蛇籠布せ 積土のう
	B	右	190			
臼井川	B	左	300	三日市場	護岸等の決壊 越水	蛇籠布せ 積土のう
	B	右	300			
富田沢 川	B	右	30	下久堅岡島宅裏	堤防余裕高 不足	積土のう
玉川	B	右	50	上久堅下平	護岸洗掘	木流し むしろ張り
玉川	B	右	40	上久堅玉川寺上	護岸洗掘	木流し むしろ張り
細田川	B	左	20	堂平	護岸等の決壊	木流し むしろ張り
	B	右	10			
細田川	B	左	80	清水宅下	護岸等の決壊	木流し むしろ張り
円悟沢 川	B	左	150	丸山	護岸老朽 決壊	シート張り
	B	右	150			
源長川	B	左	660	丸山	護岸等の決壊	蛇籠布せ 積土のう
	B	右	660			
西沢川	B	左	80	桐林安城下	護岸老朽 決壊	木流し むしろ張り
	B	右	80			
松川	A	左	1,500	上郷別府 永代橋上下	越水	聖牛
	A	右	1,500			
野底川	A	左	300	上郷上黒田 藤井興業下	護岸等の決壊 越水	聖牛
	A	右	300			

栃ヶ洞川	B	左	910	上郷黒田 沢の田	護岸等の決壊 越水	積土のう 木流し
	B	右	910			
新戸川	B	左	200	上郷飯沼	護岸等の決壊 越水	積土のう 木流し
	B	右	200			
イタチ川	B	左	100	稲葉	護岸等の決壊	蛇籠布せ 積土のう
南組沢川	B	左	60	下久堅下虎岩	堤防高不足 越水	積土のう
	B	右	60			
死出久沢川	A	右	100	川路 2区	堤防高不足 越水	積土のう
宮ヶ洞沢川	A	左	150	川路 4区	堤防高不足 越水	積土のう
	A	右	150			
加賀沢川	B	左	460	上郷別府 とどめき	堤防高不足 越水	積土のう
	B	右	460			

下伊那南部建設事務所 管理

上村川	B	右	50	駐車場前	護岸等の決壊 根固め洗掘	木流し 積土のう
上村川	B	左	50	清水橋下	無堤地 洗掘	木流し 積土のう
	B	右	100			
上村川	B	左	1,000	上村橋上下	護岸等の決壊 決壊	木流し 蛇籠布せ
遠山川	A	右	100	上須沢	護岸等の決壊 決壊	木流し 蛇籠布せ
遠山川	A	左	750	夜川瀬	護岸等の決壊 決壊	木流し 蛇籠布せ
	A	右	1,000			
遠山川	A	右	100	柳瀬	決壊	木流し 蛇籠布せ
遠山川	B	右	230	夜川瀬上	護岸等の決壊	蛇籠布せ 積土のう
小池沢	A	左	20	河尻から福祉センター	堤防高不足 越水	積土のう
	A	右	20			

1 水位の通報

(1) 各建設事務所長は、次に定める要領によって、管内観測所からの水位の情報を直ちに水防本部に通報するものとする。

水防情報システムにより水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

(2) 水防本部は前項の通報を関係ある下流建設事務所に通報するものとする。

2 通報の要領

(1) 通報の開始

水位が上昇して水防団待機水位に達したときから開始する。

(2) 通報の終了

水位が下降して水防団待機水位以下に下がったときに終了する。

(3) 定時通報

通報開始から終了までの間、標準時 1 時間ごとに、その時刻の水位変動状況及び天候その他を通報する。

(4) 随時通報

ア 氾濫注意水位通報

水位が上昇して氾濫注意水位に達したときは、定時通報にかかわらず、直ちに通報し、その後の上昇についても定時通報のほか、随時その時刻と水位を通報する。

イ 最高水位通報

水位が最高水位に達したと認められたときは、定時通報の時刻にかかわらず、その時刻と水位を通報する。

ウ 異常通報

その他急激な水位の変動、河川の異常等についてそのつど通報する。

3 通報系統

通報系統図に従って通報し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽して迅速確実に通報する。

4 水位の公表

水防本部は、前頁の水位観測所が氾濫注意水位を超えるときは、次の方法で、直ちにその水位状況を公表するものとする。

(1) 公表の開始

水位が上昇して氾濫注意水位に達したときから開始する。

(2) 公表の終了

水位が下降して氾濫注意水位以下に下がったときに終了する。

(3) 公表の方法

長野県ホームページ (URL <http://www.pref.nagano.lg.jp/>) で公表している『長野県河川砂防情報ステーション (URL <http://www.sabo-nagano.jp/>)』をもって公表とする。

樋門担当業務組織表

関係機関	連絡先	指示通報等連絡事項
天竜川上流河川事務所	0265-81-6414	警戒体制の実施と解除の通報
飯田河川出張所	0265-22-3654	指示事項に対する報告事項の受理と記録の確認
飯田建設事務所 維持管理課管理係	0265-23-1111 内線 2632	
市建設部建設総務課	0265-22-5158	通報の受理と連絡員への通報
市災害対策本部	0265-22-4511	樋門の開閉命令
ひ門操作員総括者	建設総務課 管理係長	

市内の水防上重要なダム、水門の操作

河川名	河川の種別	名称	位置	管理者	操作担当者	操作の基準	管理者操作担当者の連絡方法(電話)
天竜川	一級	祝井沢川 ひ門	松尾	国交省	住民樋門 操作者	祝井沢ひ門操作 要領による	建設部管理課から 住民樋門操作者
毛賀沢 川	一級	毛賀沢川 樋門	松尾	県	住民樋門 操作者	毛賀沢川樋門操 作規則による	建設部管理課から 住民樋門操作者
欠野沢 川	一級	欠野沢川 堰堤	座光寺 6748-1	県	住民樋門 操作者	欠野沢川堰堤操 作規定による	建設部管理課から 住民樋門操作者
松川	一級	松川ダム	上飯田 8181-27	県	松川ダム管理 事務所長	松川ダム操作規 則による	0265-23-0622
新川	一級	新川1号 樋門	竜丘	市	住民樋門 操作者	操作規定による	建設部管理課から 住民樋門操作者
新川	一級	新川2号 樋門	竜丘	市	住民樋門 操作者	操作規定による	建設部管理課から 住民樋門操作者
新川	一級	天竜川 1号樋門	竜丘	市	住民樋門 操作者	操作規定による	建設部管理課から 住民樋門操作者
新川	一級	天竜川 2号樋門	竜丘	市	住民樋門 操作者	操作規定による	建設部管理課から 住民樋門操作者
阿智川	一級	阿知川 えん堤	左岸：立石 右岸：下條村睦沢	中部 電力(株)	平岡水力 管理所	管理規程による	0260-32-2291 【休日夜間】 0265-23-5610
米川	一級	米川 えん堤	千代	中部 電力(株)	平岡水力 管理所	管理規程による	0260-32-2291 【休日夜間】 0265-23-5610
松川	一級	松川第三 えん堤	上飯田	中部 電力(株)	飯田水力 センター 技術課	管理マニュアル による	0265-22-5518 【休日夜間】 0265-23-5610
遠山川	一級	飯島 えん堤	南信濃木沢	中部 電力(株)	平岡水力 管理所	管理規程による	0260-32-2291 【休日夜間】 0265-23-5610

非常時連絡先一覧

機関名	所在地
長野県水防本部	長野市大字南長野字幅下 692-2 (建設部河川課内)
長野地方気象台	長野市箱清水 1-8-18
国土交通省 天竜川上流河川事務所	駒ヶ根市上穂南 7-10
陸上自衛隊松本駐屯地	松本市高宮西 1-1
日本赤十字社長野県支部	長野市南県 1074
飯田建設事務所	飯田市追手町 2-678
松川ダム管理事務所	飯田市上飯田 8181-27
南信州地域振興局	飯田市追手町 2-678
国土交通省天竜川上流河川事務所 飯田河川出張所	飯田市松尾新井 6753
国土交通省天竜川上流河川事務所 遠山川砂防出張所	飯田市南信濃八重河内 209-5
天竜川総合学習館 かわらんべ	飯田市川路 7674
飯田国道事務所	飯田市東栄町 3350
中部電力(株)飯田営業所	飯田市吾妻町 100
中部電力パワーグリッド(株) 平岡ダム管理所	下伊那郡天龍村平岡 286
JR 東海飯田工務区	飯田市上飯田 5356
飯田広域消防本部	飯田市東栄町 3345
飯田広域消防本部 阿南消防署和田分署	飯田市南信濃八重河内 121
飯田警察署	飯田市小伝馬町 1-3541-2
南信森林管理署	伊那市山寺 1499-1
中日本高速道路 中部地区飯田保全センター	飯田市北方 856-1
飯田市立病院	飯田市八幡町 438
飯田エフエム放送(株)	飯田市常盤町 41
(株)飯田ケーブルテレビ	飯田市松尾明 7590-1

資料6 水防倉庫及び備蓄資器材の状況

水防倉庫の名称、位置等

名称	管理団体名	県有、国庫補助単独別、 市有及び代用備蓄場の別	位 置	竣工 年月
切石	建設事務所	県	鼎切石松川橋上流 1,400m	昭 47.3
上郷	国土交通省 (飯田河川)	国	上郷飯沼阿島橋下流 1,000m	昭 55.3
座光寺	飯田市	市	座光寺河原阿島橋上流 1,000m	令 8.3
弁天	飯田市	市補	松尾弁天橋下流 150m	平 11.3
水神	飯田市	市	松尾清水水神橋附近	平 12.11
下久堅	飯田市	市	下久堅下虎岩消防詰所横	昭 62.7
竜丘	飯田市	市補	時又カルニユー光学上	昭 37.10
龍江	飯田市	市	龍江小学校下	令 8.3
川路	飯田市	市補	旧川路3区ポンプ置き場敷地内	令 7.3
千代	飯田市	市	千栄互徳社前	平 12.3
三穂	飯田市	市	伊豆木第2集会所下	昭 43.12
山本	飯田市	市	山本中平橋上クリニック前	平 14.3
新町	飯田市	市	大門町旧消防訓練場内	令 7.9
鼎	飯田市	市	鼎中平ビーラクスマツカワ下	平 11.3
黒田	飯田市	市	上郷黒田 3499-1 岩下鉄工所下	昭 60.3
上飯田	飯田市	市	白山町3丁目東 6-3	平 13.11

水防倉庫の備蓄資器材の状況

	地区		土のう	麻袋	玉縄	むしろ	鉄線 (kg)				
							#12	#10	#8	なまし#10	なまし#8
所有 区分	飯田	新町	1800	183	19			15	50	10	
		上飯田	800	52		19			20	10	
	座光寺	座光寺	650	225	10		50	150			
	松尾	弁天	50	300	6	3	310				
		水神	4800		3				45	180	
	下久堅	虎岩	900	1500	20			300	50		
	川路	三区	600	210	19	19	40	5		25	
	竜丘	時又	600	185	17			50	50	50	
	龍江	細新	500		33	3	250			50	
	三穂	伊豆木	550	110	3		80			50	
	山本	東平	780	250	6		70	80		50	
	千代	米川	730	100	14			30	150		30
	鼎	中平	900	200	5						
	上郷	三ツ井	960	270	6	185	100	25	60		
	小計		18000	4479	180	633	1800	1845	505	865	30
飯田 広域 消防 本部	飯田		92		1			1			
	羽場		47		1			10			
	座光寺		411	6	2			50			
	伊賀良		141	113	1			15			
	山本		30		2						25
	龍江		262	6	2			10			
		小計		983	125	9			86		
国・ 長野 県	鼎	切石	2000		160 kg			284			±
	上郷	別府	2750		445 kg			283			
		小計		4750		605 kg		567			
合計			23733	4604	189 605 kg	633	1800	2498	810	995	55

	地区		蛇籠		ロープ°	ペンチ	鎌	掛矢	照明具	鋸	斧	スコップ°	ツルハン	
			(手)	(機)										
所有 区分	飯田	新町			5	5	2	1				10	1	
		上飯田			2		4	2		3	2	3	1	
	座光寺	座光寺	20	10	5	5	6	4		6	8	21	6	
	松尾	弁天	140											
		水神	47	20	3	1	7	6		2	2	11	3	
	下久堅	虎岩	63		5	1	6	4		8	4	20	3	
	川路	三区	60	120	2	5	6	5	7	6	5	21	4	
	竜丘	時又	49		4	3	6	4		6	2	20	3	
	龍江	細新	43		3	1	6	3		5	5	16	8	
	三穂	伊豆木			4	2	3	4		2	2	10	3	
	山本	東平	2		3	2	3	3		2		8	2	
	千代	米川	15	53	6	2	4	3		3	2	13	2	
	鼎	中平		12	5	5	10	13		5	2	14	11	
	上郷	三ツ井	100	100	39	4		3		4		9	4	
		小計	678	475	111	43	67	60	9	64	36	251	64	
飯田 広域 消防 本部	飯田				5	1	3	4		2	1	5	2	
	羽場				2	2	5	2		3		5	1	
	座光寺				1	1	1	1		1		2	1	
	伊賀良				2	3	3	1		2		7	1	
	山本				2	2	5	1		2		3	1	
	龍江				1	2	2	1		1		2	2	
	小計				13	11	19	10		11	1	24	8	
長野 県	鼎	切石	369		6	3	9	5	2	4	2	22	5	
	上郷	別府	240		67	3	13	3		2	2	22	4	
	小計		609		73	6	22	8	2	6	4	44	9	
合計			1287	475	197	60	108	78	11	81	41	319	81	

	地区		シヨレン	トンガ	ホルトク リップ	ハンマー	鉋	杭 (大)	杭 (小)	木材	ビニールシート		
											3.6×5.4 以上	2.7×3.6	
所有 区分	飯田	新町	2	15		1			41		20		
		上飯田	2		1	1		15	10		30		
	座光寺	座光寺	2	5		10	3	40	50	7	10		
	松尾	弁天						55	10	10		5	
		水神	2	3	3	8	2	80	70	牛枠3基 +20	550	5	
	下久堅	虎岩	2	5	1	1	2	10	120	15	8	3	
	川路	三区	6	3	2	10	3	40	66	300	7	2	
	竜丘	時又	4	5	1	3	6	60	84	80	8	3	
	龍江	細新	2	5		5	1		24	80	5	1	
	三穂	伊豆木	3	2		2	2	50	40		5		
	山本	東平	3	2			2	9	8		7	2	
	千代	米川	2	2	2	2	2	47	2		11	7	
	鼎	中平	5	2	2	7	4	25	75		20		
	上郷	三ツ井			3	2	6				5		
	小計		52	67	19	66	42	634	895	512	731	26	
飯田 広域 消防 本部	飯田		1	1					17				
	羽場		2	3	1		1						
	座光寺		2	2	1		2						
	伊賀良		3	2			2		19				
	山本		2	2	2		2						
	龍江		2	2	1		2						
	小計		12	12	5		9		36				
長野 県	鼎	切石								2m25, 4m25	50		
	上郷	別府								2m13, 4m15	38		
	小計									2m51, 4m55	126		
合計			64	79	24	66	51	634	931	512	945	26	

資料7 水防活動

水防団の管轄地域

地区名	河川または区域	警戒機関名	警戒責任者
飯田地区	野底川	飯田市消防団第2分団	分団長
	谷川	飯田市消防団第1・2分団	分団長
	王電寺川	飯田市消防団第1・3分団	分団長
	源長川	飯田市消防団第1・3分団	分団長
	松川	飯田市消防団第1・3分団	分団長
座光寺地区	南大島川	飯田市消防団第4分団	分団長
	天竜川	飯田市消防団第4分団	分団長
		座光寺地域自主防災連絡協議会	自主防災会長
	土曾川	飯田市消防団第4分団	分団長
松尾地区	松川	飯田市消防団第5分団	分団長
		松尾地区自主防災会	自主防災会長
	天竜川	飯田市消防団第5分団	分団長
		松尾地区自主防災会	自主防災会長
	毛賀沢川	飯田市消防団第5分団	分団長
		松尾地区自主防災会	自主防災会長
下久堅地区	天竜川	飯田市消防団第6分団	分団長
		下久堅水害予防組合	水害予防組合長
竜丘地区	天竜川	飯田市消防団第7分団	分団長
		竜丘地区水防組合	水防組合長
	新川	飯田市消防団第7分団	分団長
		竜丘地区水防組合	水防組合長
	臼井川	飯田市消防団第7分団	分団長
	久米川	飯田市消防団第7分団	分団長
西沢川	飯田市消防団第7分団	分団長	
三穂地区	弟川	飯田市消防団第8分団	分団長
	阿智川	飯田市消防団第8分団	分団長
	久米川の一部	飯田市消防団第8分団	分団長
山本地区	米川流域	飯田市消防団第9分団	分団長
	湯川流域	飯田市消防団第9分団	分団長
	箱川	飯田市消防団第9分団	分団長
伊賀良地区	茂都計川	飯田市消防団第10分団	分団長
	毛賀沢川	飯田市消防団第10分団	分団長
	大井川	飯田市消防団第10分団	分団長
	新井の一部	飯田市消防団第10分団	分団長
	新井川	飯田市消防団第10分団	分団長

地区名	河川または区域	警戒機関名	警戒責任者
川路地区	久米川	飯田市消防団第 11 分団	分団長
		川路水害予防組合	水害予防組合長
	天竜川	飯田市消防団第 11 分団	分団長
		川路水害予防組合	水害予防組合長
龍江地区	天竜川	飯田市消防団第 12 分団	分団長
		龍江天竜土地管理組合	管理組合長
		龍江地区水防組合	水防組合長
	御庵沢川	飯田市消防団第 12 分団	分団長
	イタチ川	飯田市消防団第 12 分団	分団長
		龍江地区水防組合	水防組合長
千代地区	米川	飯田市消防団第 13 分団	分団長
	天竜川	飯田市消防団第 13 分団	分団長
	紅葉川	飯田市消防団第 13 分団	分団長
	谷沢川	飯田市消防団第 13 分団	分団長
	イタチ川	飯田市消防団第 13 分団	分団長
	和城沢川	飯田市消防団第 13 分団	分団長
上久堅地区	玉川	飯田市消防団第 14 分団	分団長
鼎地区	松川	飯田市消防団第 15 分団	分団長
	毛賀沢川	飯田市消防団第 15 分団	分団長
上郷地区	天竜川	飯田市消防団第 16 分団	分団長
		上郷地区水防組合	水防組合長
	新戸川	飯田市消防団第 16 分団	分団長
		上郷地区水防組合	水防組合長
	野底川	飯田市消防団第 16 分団	分団長
		上郷地区水防組合	水防組合長
	松川	飯田市消防団第 16 分団	分団長
		上郷地区水防組合	水防組合長
土曾川	飯田市消防団第 16 分団	分団長	
	上郷地区水防組合	水防組合長	
上村地区	上村川	飯田市消防団第 17 分団	分団長
南信濃地区	速山川	飯田市消防団第 18 分団	分団長

公 用 負 担 命 令 書

第 号

次のとおり のため することを命じます。

年 月 日

水防管理者
事務取扱者

印
印

様

目的物の種類
目的物の員数
負担内容

使用、収用、処分

----- 切り取り線 -----

受 領 書

第 号の公用負担命令書を受領しました。

年 月 日

氏名

印

水防管理者

様

水防協力団体

名 称	対象河川	区 域
飯田市座光寺地域自主防災連絡協議会	天竜川	座光寺
飯田市松尾地区自主防災連絡協議会	天竜川 松川 毛賀沢川	松尾
飯田市竜丘地区自主防災会	天竜川 新川	時又 駄科 桐林 上川路 長野原
飯田市下久堅地区水害予防組合	天竜川	下久堅
飯田市川路水害予防組合	天竜川 久米川	川路
飯田市龍江地区自主防災会	天竜川 イタチ川	龍江
龍江天竜土地管理組合	天竜川 御庵沢川	龍江
飯田市上郷天竜川水防組合	天竜川 野底川 松川 土曾川 新戸川	上郷

松尾地区内水排除緊急時対応計画

※この計画で「建設部長」とある部分について、災害警戒本部もしくは災害対策本部設置後は、「建設部参事」と読み替える。

※天竜川増水等の状況は、下記のウェブサイトより把握する。

【国土交通省 川の防災情報】 <http://www.river.go.jp/>

【長野県 河川砂防情報ステーション】 <http://www.persons.sabo-nagano.jp/dps/>

手順

(1) 水防倉庫への出動

ア 事前周知

危機管理部から降雨に関する警戒情報が出された場合、維持管理課長は建設部管理班（内水排除関係者）に対し今後の見通しに関して情報共有し、連絡体制や事前準備についての確認を行う。

すぐに出動態勢がとれるよう、内水排除関係者へ装備を携帯させる（ヘルメット、雨具、手袋、長靴）。

イ 待機

(ア) 維持管理課長は、伊久間水位が 1.00m に近づき、その後も水位の上昇が見込まれる場合は（平常時水位－1.40m位）、内水排除関係者に職場待機を指示する（勤務時間外の場合は自宅待機）。

(イ) 維持管理課長は、上記指示に合わせ、ひ門連絡員（区長）へ待機の指示をする。

(ウ) 維持管理課長は、建設部執務室内へ市役所本部を開設する（常時 2 名以上配置）。

(エ) 維持管理課長は、地元の井水排水ゲート取扱い担当者へ、ゲート切替えを指示する。

(オ) 地域計画課長は、危機管理部からデジタル簡易業務用無線 6 機を借り受ける。

(カ) 建設総務課長は、危機管理部への連絡、情報共有を行う。

ウ 出動

(ア) 維持管理課長は、伊久間水位が 1.50m に近づき、その後も水位の上昇が見込まれる場合は、内水排除関係者に水神水防倉庫への出動を指示する。

(イ) 維持管理課長は、内水排除関係者の出動に合わせ、ひ門連絡員（区長）へ出動の指示をする。

(ウ) 建設総務課長は、対応状況を危機管理部、松尾自治振興センター所長、竜水開発組合長へ連絡する。

(エ) 維持管理課長は、飯田市用水路水位情報を参考に井水排水ゲートの切替えが行われているか、土木班職員と連携して現地確認を行うよう指示する。

(オ) 現地対応職員は直ちに水神水防倉庫に出動（集合）する。地域計画課長は車両移動を行う職員を指名し、キャンター（パワーゲート）、移動用車両×3、計4台を水神水防倉庫へ移動させる。

(カ) 地域計画課長は、水神水防倉庫へ現地本部を開設する（常時 2 名以上配置）。

(キ) 地域計画課長は、現場指揮及び連絡調整にあたる。

(ク) 地域計画課長は、集合者を記録させ、ライフジャケット、ヘッドライトを渡す。

(ケ) 地域計画課長は、記録員（経過記録、写真撮影）を指名する。

(コ) 地域計画課長は、現地対応職員に対して配置箇所を指示する。

（祝井沢ポンプ担当 8 名以上、祝井沢ひ門 1 名、金色洞ポンプ担当 2 名、金色洞ひ門 1 名）

(サ) 地域計画課長は、連絡員を指名し、デジタル簡易業務用無線を渡す。

（地域計画課長、祝井沢連絡員、祝井沢ひ門連絡員、金色洞連絡員、金色洞ひ門連絡員）

(シ) ひ門担当を指名された職員は祝井沢・毛賀ひ門の配置につき次第、観測を開始。水位を記録し、現地本部へ随時報告する。

- (ス) 地域計画課長は、市役所本部へ現地の状況を随時報告する。
- (セ) 祝井沢連絡員、金色洞連絡員は、各現場と現地本部との連絡調整に当たる。

(2) 祝井沢川、金色洞川への人員配置

ア 人員配置

- (ア) 祝井沢へ、ポンプ設置に必要な人員（最低8名）を配置する。
祝井沢本部員は、地域計画課長、記録員、連絡員とする。
- (イ) 金色洞へ、地域計画課長がポンプ責任者、連絡員を指名し（最低2名）配置する。
- (ウ) 祝井沢ひ門、金色洞ひ門へ、1名ずつ配置する。

イ 資格者の配置

祝井沢へは、排水ポンプ車を運転できる免許所有者1名以上を必ず配置する。（緊急時避難のため）

(3) 祝井沢川、金色洞川へのポンプ配備

ポンプ配備

- (ア) 祝井沢：排水ポンプユニット<HS150> 1基 ・ 排水ポンプ車（国・県派遣要請）
金色洞：排水ポンプユニット<HS150> 2基
- (イ) 市役所本部は、危機管理部からの情報、上流部降水状況、ダム・諏訪湖放流状況などを随時、地域計画課長に連絡する。
- (ウ) 地域計画課長は、水位の変化、情報等を分析し、現場の状況を確認しながら、更にポンプ車を必要とすると判断した場合、市役所本部へ連絡し、飯田建設事務所又は天竜川上流河川事務所へ祝井沢川へのポンプ車派遣要請を行ってもらう。
- (エ) 現地から上記連絡があった場合、建設総務課長は、飯田建設事務所又は天竜川上流河川事務所へ祝井沢川へのポンプ車派遣要請を行う。

(4) 実働

ア ポンプ稼働準備

- (ア) 金色洞に金色洞現地本部を設置する。
- (イ) 金色洞ポンプ責任者は、自動運転による設定水位でポンプが稼働するよう準備する。
- (ウ) 祝井沢で内水位の上昇が予想される場合、地域計画課長は、排水ポンプ稼働準備を指示する。
- (エ) 地域計画課長は松尾浄化管理センター所長へ、処理水の排水先を非常用排水に切替えるよう依頼する。

イ ひ門閉鎖

- (ア) 建設部長は、水位の状況を判断し、ひ門の閉鎖を指示する。
ひ門操作は、ひ門操作員（地元担当者）が実施する。
- (イ) ひ門担当者は、観測を継続し、10分ごとに水位を現地本部へ報告。
現地本部は市役所本部へ、市役所本部は危機管理部へ情報共有する。

ウ ポンプ稼働

- (ア) 建設部長は、ひ門の閉鎖に合わせて地域計画課長に排水ポンプ稼働、内水排除を指示する。
- (イ) 排水ポンプの操作を行う者は、地域計画課長が指名し、指名された者が必ず操作を行う。
- (ウ) 地域計画課長は、ポンプ稼働が長時間に渡り燃料補給が必要な場合、業者の手配を行う。夜間の給油が必要な場合は、給油カード（建設総務課管理）を使用し24H営業のガソリンスタンドにて携行缶で購入する。
- (エ) 排水ポンプユニット タンク容量 210ℓ 連続稼働時間 5h（42ℓ/h）
排水ポンプ車 タンク容量 250ℓ 連続稼働時間 9h（27ℓ/h）

(5) 冠水の恐れがある場合

- ア 各現場で冠水の恐れがある場合、地域計画課長は市役所本部へ連絡し、市役所本部は危機管理部へ報告する。
- イ 建設部長は、人的被害が発生する恐れがある場合、現地対応職員への避難指示等の判断を行う。
- ウ 建設部長は、金色洞、祝井沢が氾濫し、交通に支障が出る恐れがある場合、通行止め等の作業を土木班職員に指示する。
- エ 冠水となる前に、ポンプ車、移動車両、機材等を安全な場所へ退避させる。

(6) 従事者の安全・健康管理

ア 安全管理

地域計画課長は適宜点呼を行い、人員の安全把握に努める。交代者の記録も行う。

イ 飲料、食料

地域計画課長は、作業が長時間となった場合、作業従事者の飲料、食料の手配を指示する。
概ね6時間ごとを目途に食料を手配する。

ウ 交代

- (ア) 地域計画課長は、担当職員の水防倉庫集合から概ね8時間を経過した時点で、なお出勤が当面続く見込みである場合、配置職員をシフト体制に切り替える。
- (イ) 地域計画課長は作業の安全性を考慮し、24hを3交代制で回せるよう勤務シフトを作成する(祝井沢にポンプ車を運転できる免許所有者1名以上を必ず配置)。
- (ウ) 現地本部員(地域計画課長)が交代する場合、建設部長は、地域計画課長の交代要員として建築専門幹を派遣することとし、市役所本部員については、建設部長が交代要員を指名することとする。
- (エ) 地域計画課長は、現地職員の交代を指示する。

(7) 収束

ア ひ門開放

建設部長は、外水位が内水位を下回った旨の連絡があった場合、ひ門開放を指示する。
操作は、ひ門操作員(地元担当者)が行う。

イ ポンプ停止

建設部長は、ひ門が開放され、内水の外水への流出が確認できた場合、ポンプ停止の指示を行う。

ウ ポンプ撤収

建設部長は、危機管理部からの情報、気象状況等から、事態が収束に向かっていると判断した場合、地域計画課長に撤収を指示する。

エ 現地対応職員解散

地域計画課長は、撤収作業が完了した時点で市役所本部に連絡し、建設部長の指示により解散する。

オ ゲートの復旧

維持管理課長は、地元の井水排水ゲート取扱い担当者へ、ゲートの復旧を指示する。

カ 市役所本部解散

市役所本部は、建設部長の指示により解散する。

(8) その他

排除ポンプ車の支援要請先

長野県 飯田建設事務所

住 所：飯田市追手町2丁目 678

連絡先：TEL 53-0452 Fax 24-5412

排水ポンプ車 1 台

国土交通省 中部地方整備局 天竜川上流河川事務所

住 所：長野県駒ヶ根市上穂南 7-10

連絡先：TEL 81-6416 Fax 81-6438

排水ポンプ車 3 台

【出動の考え方】

1. 令和5年6月大雨では、伊久間水位 2.15m で毛賀沢ひ門を閉鎖している。
(※同日最大水位は伊久間水位 2.58m を記録するも、祝井沢ひ門は閉鎖していない。)
2. 同大雨では、伊久間水位の1時間あたりの最大水位上昇値は、0.56m (6/2 13:10~14:10)。
このため、想定最大水位上昇値を 0.60m (10分間で0.10m上昇) とする。
(※過去最大の上昇値は、58 災での 0.78m。平成 18 年豪雨災害の上昇値は 0.44m。)
3. 待機者が通報を受けてから水神水防倉庫到着までは約 20 分。
祝井沢川でのポンプ組立、投入完了までの時間は約 40 分。
(※金色洞川でのポンプ稼働までの準備時間は約 5 分。)
4. 出動してから 60 分で排水可能、この間、最大上昇率で 0.60m 水位上昇と想定。
5. 30 分 (0.30m分) の余裕を持たせ、伊久間水 1.50m で水神水防倉庫へ出動とする。